

# 広報 ながす

町 洲 長 行 発  
課 画 企 集 編

No.249

昭和56年

4月15日号

## わが町の人口

昭和56年4月1日現在

人 口 17,240 人 (+9)

{ 男 8,552 人 (+11)

{ 女 8,688 人 (△2)

世帯数 4,754 戸 (+20)

( ) 内は前月比

# 春暖

はくもくれん(もくれん科)

中国より渡来・庭園用

丈8~10m・花は白色・10~12cm

梅田にて 写真クラブ 上田慎二

## 日曜在宅医

四月十九日

永原医院(清源寺)の〇七〇九

四月二十六日

六栄診療所(宮崎)の〇二〇一

五月三日

池本医院(上東)の〇五二七

五月十日

多田隈医院(向野)の〇三〇一一

原則として午前九時から午後五時まで。緊急患者のみで往診はいたします。

## 主な行事

四月十九日

町長選挙告示

町長選挙不在者投票

(四月二十五日まで)

四月二十三日

三カ月児健康診査

(文化センター内母子相談室)

四月二十六日

町長選挙投票日(同日開票)

四月二十八日

ナイター陸上競技記録会

(総合グラウンド)

◎住民検診

五月七日~十九日

昭和56年度 徴収金 基準額

| 各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分          |                                                        | 徴収金 基準額 (月額)         |          |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------|----------|
| 階層区分                            | 定 義                                                    | 3才未満児の場合             | 3才以上児の場合 |
| A                               | 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)                                | 0円                   | 0円       |
| B                               | A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯                                  | 0                    | 0        |
| C <sub>1</sub>                  | A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) | 4,180    |
| C <sub>2</sub>                  |                                                        | 所得割の額が5,000円未満       | 4,750    |
| C <sub>3</sub>                  |                                                        | 所得割の額が5,000円以上       | 5,700    |
| D <sub>1</sub>                  | A階層及びB階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯      | 3,000円未満             | 6,410    |
| D <sub>2</sub>                  |                                                        | 3,000円以上 15,000円未満   | 7,880    |
| D <sub>3</sub>                  |                                                        | 15,000円以上 30,000円未満  | 9,830    |
| D <sub>4</sub>                  |                                                        | 30,000円以上 60,000円未満  | 15,070   |
| D <sub>5</sub>                  |                                                        | 60,000円以上 90,000円未満  | 19,890   |
| D <sub>6</sub>                  |                                                        | 90,000円以上120,000円未満  | 25,020   |
| D <sub>7</sub>                  |                                                        | 120,000円以上150,000円未満 | 31,680   |
| D <sub>8</sub>                  |                                                        | 150,000円以上180,000円未満 | 35,950   |
| D <sub>9</sub> ~D <sub>12</sub> |                                                        | 180,000円以上           | 37,460   |

長洲町保育所条例に基づき、昭和五十六年度の保育料徴収基準額が次のとおり決まりました。

昭和56年度 保育料決まる

◆ 固定資産税額によっても保育料は変わります ◆

措置児童の属する世帯の階層の認定にあたっては徴収金基準額表の定めにかかわらず次の附加基準表の左欄に掲げる基準に該当する場合にはそれぞれ同様右欄に掲げる階層とする。

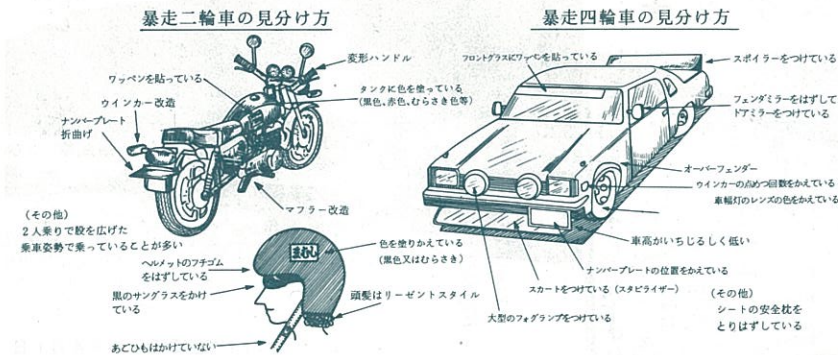
| 徴収金 (保育料) 額表の市町村民税額等による定義上の階層及び固定資産税額による区分     | 認定する階層            |
|------------------------------------------------|-------------------|
| C <sub>1</sub> 階層に属し前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯  | C <sub>2</sub> 階層 |
| C <sub>2</sub> 階層に属し前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯  | C <sub>3</sub> 階層 |
| C <sub>3</sub> 階層に属し前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯  | D <sub>1</sub> 階層 |
| D <sub>1</sub> 階層に属し前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯 | D <sub>2</sub> 階層 |

二人目以降は半額に!!

C<sub>1</sub>~D<sub>4</sub>階層に属する世帯に二人以上入所している場合には、徴収基準額の高い方の児童一人について、またD<sub>5</sub>~D<sub>9</sub>階層に属する世帯に二人以上入所している場合には徴収基準額の低い児童一人について半額徴収となります。(二人とも同額の場合は、そのうちの一人)

暴走族を見たらすぐ警察へ!!

(荒尾警察署)



暴走族は町民の敵です、見たら警察へ通報ください。

暴走族による暴挙は、今や交通問題の枠を超え、深刻な社会問題となっています。警察では、昨年五月「暴走族総合対策本部」を設置して、暴走行為の取締り、改造車の押収などあらゆる対策を講じていますが、暴走族の禍根は根深いものがあり、警察の力だけでは根絶することができません。地域社会と警察が一体となつて、青少年の健全育成とあいつた強力な対策が必要です。暴走族追放のために皆様方のご協力をお願いします。

▼記号式投票用紙の様式 (この様式の候補者名は架空です)

昭和五十六年執行  
長洲町長選挙投票

注意  
一、〇〇〇〇〇〇〇〇  
二、〇〇〇〇〇〇〇〇

〇をつける欄  
候補者氏名  
甲野太郎  
乙野次郎

印

☆今回の町長選挙も記号式投票ですから、自分で候補者の氏名を書く必要はなく、自分が投票したい候補者の氏名の上

☆〇をぬりつぶしたり、二人以上の候補者に〇をつけたり、

に〇印の印を押して投票箱に入れて下さい。

投票の方法は記号式

(但し、不在者投票、点字投票は自書式です)

〇のほかに×や文字などを書いたりすると、その票は無効になります。☆〇をつけ違えたり汚したりしたときは投票用紙をとりかえます。☆〇印をつけるには、投票記載所に「〇印」と「スタンプ台」が置いてありますから、これを使用して下さい。

選挙公報

よく読んで投票

有権者が自分の判断により自由に投票するには候補者の経歴や政見等を知らねばなりません。そこで選挙のたびごとに選挙公報が発行されるわけです。今回も選挙管理委員会より、この選挙公報が四月二十四日まで皆さんの家に届くようになっておりますので、

投票所が(従来とは)変わります

- 第一投票区投票所 長洲地区児童館 (上今)
- 第二投票区投票所 長洲小学校体育館 (下東)
- 第三投票区投票所 清里小学校体育館
- 第四投票区投票所 清源寺公民館
- 第五投票区投票所 上沖洲公民館

不在者投票

期間  
四月十九日(日)から  
四月二十五日(土)まで  
(毎日午前八時三〇分から午後五時まで)

場所  
長洲町選挙管理委員会事務局  
(町役場二階)

この選挙公報をよく読んで、自分でよく考えて投票して下さい。

投票

☆四月二十六日(日)  
午前七時~午後六時  
町内七投票所(左記)にて

投票所入場券も選挙公報と同時に配られる予定ですので届かなかったり、又紛失された場合は早めに選挙管理委員会へ申し出てください。

入場券

新町区は従来第二投票区となつていましたが第一投票区となりましたので間違いないようお願いいたします。



開票

日時 四月二十六日(日)  
午後七時から  
場所 長洲町体育館

# 文藝

俳句会

例会入選句

兼題「竹馬」

一列に竹馬隊の荒磯行く  
竹馬を作る父子に一日暮る  
眞青の竹馬市に競られけり  
竹馬や故郷はなれていく年月  
竹馬や遠き昔の友の顔  
竹馬の一節高き年の高  
子のため竹馬壁にたてかけて  
紙飛行機竹馬の子に踏まれけり  
孫の文計りて竹馬作るべく  
(雑詠)

戸次 寒苦鳥  
初田 信子  
永野 藤吉  
小川 開眼  
村上 とみえ  
福田 紅泉  
木山 かず代  
松野 徳人  
羽田野 富治  
山本 由布子  
柴田 せつ子  
馬場 和佐

たばこは  
長洲で  
買いましょう

鯉のぼりは  
電線にふれないところで



電気安全九州委員会  
◎九州電力

労働保険料の  
申告・納付はお早めに

労働基準局・熊本県雇用保険課

昭和五十六年度の労働保険料の申告・納付の受け付けが四月一日から五月十五日まで行われています。

まだ手続きをされていない事業主の方は、お早めに済ませてください。

詳しいことは最寄りの労働基準局又は熊本県雇用保険課へおたずねください。



なお、うっかりして申告を忘れていた人は、すぐに確定申告をする必要があります。

これらの用紙は、玉名税務署に用意してあります。

手続など詳しいことは役場税務課又は玉名税務署(玉名〇二二二五)へお問い合わせください。

海洋クラブ員募集

◎募集人員 五〇名

◎資格 小学校四年生以上高校生までの男女いずれも可。

◎主な活動内容

- ▼カヌー・カッター・ヨットなどの海洋スポーツ
- ▼その他レクリエーション

◎募集〆切 五月三十一日

なお、海洋クラブ員募集についての詳しいことは海洋センター(〇四七七)へ。

## 確定申告が まちがっていたら

玉名税務署

昭和五十五年分所得税の確定申告の期限内の受け付けは、三月十六日で終わりました。

しかし、確定申告書を提出した後で、計算違いなどのために、申告した内容に間違いがあることに気付いた人は、それを訂正することができます。

例えば、社会保険料控除や扶養控除などを書き漏らしたために、税金を実際より多く払った場合には「更正の請求」という手続きで税金の還付を受けられます。

また、所得を実際より少なく申告していたような場合は、「修正申告」により正しい金額に訂正する必要があります。

## 補充入居者募集

平原町営住宅

平原町営住宅の補充入居希望者を次の要領にて募集します。

◎平原町営住宅

第二種住宅

一戸当り 三一・五㎡

(六畳一間、四・五畳一間)

◎募集戸数及び家賃

一戸

三、三〇〇円(敷金六、六〇〇円)

◎入居資格

一、町内に住所又は勤務場所を有する者であること。

二、現に同居し又は同居しよう

## マイホームづくり

ワンポイント(三)

これからマイホームを建てられる方々に、簡単な手続きを連載していきますので参考にしてください。なお詳しくは役場建設課にご相談ください。

④ 建築確認申請

建築基準法で、工事に着手する前に敷地、構造、設備など安全性的内容をあらかじめ記載し



一カ月以内に建物の表示(増・改築は表示変更)登記をし、このあと、保存登記を行います。この登記に関する詳しいことは土地家屋調査士や司法書士の方々に相談ください。

◎入居時期  
五月八日(金) 予定

◎申込方法  
申込書(福祉課にあり)に源泉徴収票又は所得証明書、納税証明書を添付して申込んでください。

◎選考方法  
長洲町営住宅管理条例に基づいて選考。

除等をした後の額)が五五、〇〇〇円以下であること。

二、現に住宅に困窮していること。

◎受付期間  
四月十八日(土)  
四月二十七日(月)

## カメラ



スケッチ

長洲駅トイレだより

金魚・鯉の町

長洲駅トイレだより

長洲駅トイレだより

## 長洲駅開設90周年



▲明治24年4月1日開業以来、本年4月1日で90年を迎えた長洲駅。

◀ひなびた駅舎であっても、明るい利用を!!  
左はホームの支柱や電柱には名産「金魚」のCM。  
右はトイレに書かれた落書き(とはいっても立派なもの)。

昭和  
56年度

## 住民検診

## (結核・循環器)

結核予防法で毎年一回健康診断をうけるようになっていきます。

。住民検診は無料です。

今年は九日間の日程で、レントゲン、循環器検診を実施致します。

健康に自信のある方でも、ぜひ受診してください。

検診場所は次表のとおりです。やむを得ず該当地区で受けられない方は、いずれの場所でも結構です。

また、皆様の健康管理のため長洲町医師会の先生方の御協力を得て、働きざかりの町民(40才まで)の方を対象にレントゲンと併せて午後の部で循環器検診(血圧測定・尿検査)も実施します。

循環器検診は、検診人員が制限されますので、なるべくあなたの対象場所を受けてください。

## ◎日程・場所

五月七日(休) 上沖洲公民館  
五月八日(休) 腹赤農協前  
(循環器は清源寺公民館)  
五月十一日(月) 向野集会所  
五月十二日(火) 永方農協倉庫

前(循環器は永方公民館)

五月十三日(休) 梅田公民館

五月十四日(休) 長洲児童館

五月十五日(休) "

五月十八日(月) "

五月十九日(火) "

※ 各会場とも時間は

午前九時三〇分～十一時

午後一時三〇分～三時

注 循環器検診を受けられる方は

は午後の部へおいでください。

レントゲン撮影券、循環器検診の個人票は必ず受付けに提出

してください。又、通知のなかった方でも該当される方は、当日受付けに申出てください。

◎雨天でも実施します。

長洲児童館実施の個人通知に

該当町名を記入して送付して

あります。

◎氏名欄に姓名を漢字で書いて

きてください。



## 「ナイター陸上競技記録会」

四月二十八日

去る三月二十一日実施予定の、長洲町民陸上競技記録会、は当日雨のため順延しておりますが、次の要領でナイター陸上

◎日時

四月二十八日(火)

◎場所

総合グラウンド

なお、種目及び内容は三月一日号広報ながすをご覧ください。

午後七時開始

## 能力再開発訓練生 募集

荒尾技能開発センター(荒尾総合職業訓練校)

荒尾技能開発センター(荒尾総合職業訓練校)では、中高年令失業者及び職業転換を必要とする人等に技能を与えて、これらの人の能力を開発し、再就職を容易にするために次の要領で訓練生を募集します。

◎願書受付期間

◎入所の手続

入所希望者は最寄りの職業安定所へ願書(職安に有り)、身体検査書(公立)、写真を添付して提出してください。

なお、これに關しての詳細は荒尾職安もしくは当校(荒尾〇〇一七九)へおたずねください。

◎試験日

六月二十二日

◎場所

学・実技いずれも海洋センターにて実施。

## 四級小型船舶操縦士講習会

◎科目及び日時

学科講習

六月四日(六)

(午後六時～九時)

実技講習

六月十二日～二十一日

◎申込ノ切

五月三十一日午後五時まで。

なお、受講料、定員その他詳しいことは、海洋センターへお尋ねください。

B &amp; G長洲海洋センター